

## 令和6年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	令和6年3月22日			
招集場所	野洲市役所議場			
出席議員	1番 村田 弘行	2番 小菅 康子		
	3番 田中 陽介	4番 山本 剛		
	5番 木下 伸一	6番 津村 俊二		
	7番 石川 恵美	8番 服部 嘉雄		
	9番 奥山文市郎	10番 益川 教智		
	11番 東郷 克己	12番 山崎 敦志		
	13番 山崎 有子	14番 稲垣 誠亮		
	15番 荒川 泰宏	16番 橋 俊明		
	17番 岩井智恵子	18番 鈴木 市朗		
欠席議員	なし			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聰
政策調整部長	布施 篤志	総務部長	川尻 康治
市民部長	長尾 健治	市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武内 了惠
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭	都市建設部長	岡崎 慎一
環境経済部長	西村 拓巳	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
総務課長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	荒川 貴之	書記	辻 義幸

議事日程

## 諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 発言の取消しについて
- 第3 議第3号から議第12号まで及び議第19号から議第40号まで並びに請願第1号  
(令和6年度野洲市一般会計予算 他32件)

各常任委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

## 追加議事日程

- 第1 議第42号及び議第43号  
(令和5年度野洲市一般会計補正予算(第14号) 他1件)  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第2 発議第1号  
(野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例)  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第3 意見書第1号  
(国による学校給食費無償化を求める意見書(案))  
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

## 議事の経過

(再開)

○議長(山本剛) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、3月8日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分報告書が市長より提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

(日程第1)

○議長（山本 剛）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第2番、小菅康子議員、第3番、田中陽介議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（山本 剛）　日程第2、発言の取消しについてを議題といたします。

3月22日付で、前川病院事業管理者、福山病院長、駒井病院事務部長から、3月6日の本会議における発言について、取り消したいとの申出がありました。

その内容は、益川議員の一般質問の最後に行われた野洲市民病院整備事業に係る契約の締結に関する質問に対する答弁について、事実の誤認があったこと及び事実確認が十分でなく、推察に基づいた発言であったことから、これを取り消したいとするものであります。特に福山病院長からは、議事進行に混乱を来したこと、また、これに伴って、病院整備に関わる職員に心外な思いをさせたことについて、謝罪の言葉が述べられております。

詳細は、タブレットに掲載の申出書をご覧ください。

それでは、まず、前川病院事業管理者他2名からの発言取消しの申出について、一括して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛）　ご異議なしと認めます。よって、前川病院事業管理者他2名からの発言取消しの申出については、一括して採決することに決しました。

お諮りいたします。

前川病院事業管理者他2名からの発言取消しの申出について、これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長（山本 剛）　異議がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

発言取消しの申出については、これを許可することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、発言取消しの申出を許可することに決しました。

ここで、前川病院事業管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聰）　ただいま議長のお許しをいただきましたので、このたびのことに関しまして、病院事業の管理者として、おわびを申し述べさせていただきたいと思います。

このたびは、ただいま議長からご報告をされましたとおり、私を含む病院事業の3名が本会議の場で述べた発言を取り消していただくことになりました。申し上げるまでもなく、市議会は本市の最高機関であり、また、本会議はその中でも最も公式な会議であると承知しております。そういった重要な場であるにもかかわらず、今回、益川議員からの突然のご質問に対して、事実関係を十分確認しないまま答弁をしてしまいましたことから、不徳にもこのような事態を招いてしまいました。

今後におきましては、我々3名、今回のことを十分反省し、適切な答弁、対応に努めてまいりたいと考えております。このたびはご迷惑をおかけし、誠に大変申し訳ございませんでした。

以上、私、病院を代表して、おわびの言葉にさせていただきます。

（日程第3）

○議長（山本 剛）　日程第3、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第3号から議第12号まで及び議第19号から議第40号まで並びに請願第1号「令和6年度野洲市一般会計予算」他32件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第5番、木下伸一議員。

○5番（木下伸一議員）　第5番、木下伸一です。

去る3月5日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月11日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果についてご報告いたします。

まず、請願第1号「学校給食の無償化を求める請願」について、請願者から詳細な説明を受け、その後の請願者に対し、委員から質疑を行いました。

委員からの「この請願は給食費の無償化についてであるが、一番の目的は何か。」との質疑に対し、請願者からは「少しでも子育ての方たちの応援をしたいという気持ちでやっている。」との答弁がありました。

また、委員からの「子育て世代の経済的支援が一番の目的ということでよいのか。」との質疑に対し、請願者からは「野洲市も不公平というわけではないが、滋賀県の8市町が無料になっている。野洲市の子どもたちも同じようにしていただきたいというのが願いです。」との答弁がありました。

また、委員からの「『お母さんたちの切実な声をお聞きして』とあるが、声を聞かれてという部分が、会員の中からの声なのか、会員以外の声なのか。」との質疑に対し、請願者からは「会員の中だけというわけではない。」との答弁がありました。

続いて、請願第1号について、委員間討議を行いました。

委員間討議では、「これは億単位の予算がかかる。国がやらないと公平性が担保できない。これは国にやってもらう事項ではないか。」、「今の野洲市の財政的には、生活困窮者等々、子育て世代の補助金等、制度がいくつもある。給食費に特化するのであれば、国に議会として意見書を出すのが筋と感じている。」、「今回、給食費のいろんな材料費等が高騰しているというので値上げの案が上がっている。それを反映すると2億4,857万7,000円の費用がかかる。改正前でも2億2,186万円で非常に膨大な費用がかかる。学校図書室の司書は非常に有効でよい施策だと言いつつ見送られたいきさつ、経緯があった。その費用は数百万円だが、優先順位が高くないという判断で見送られている。そこに給食費無償化の2億5,000万円というのは比較にならず、現実的ではない。請願要旨の記載に、就学援助に関しては、就学援助を受けている家庭は、現在野洲市でも既に無償化になっているはずである。」、「教育委員会に確認したところ、今、給食費を払っていないなどの理由で給食を食べられない児童はいないとのこと。給食費の延滞金や未払いは累積で160件だが、これは市民生活相談等につないで、経済的な回復の支援につないでいる。野洲市としての給食については、緊急性はないと考える。方向性としては無償化を国に求めていくということに賛成である。」、「野洲市として限りある財源の中で、他の教育を削っていくのか、また公共サービスを削減していくのかというところの不安感があるならば、やはり給食無償化というのは国に要望するというのが今、野洲市の取るべきところではないか。」との意見がありました。

採決の結果、本委員会においては、請願第1号は賛成ゼロ人により不採択とすべきものと決しました。

次に、議第20号「野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませ

んでした。

よって、議第20号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号「野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第21号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号「野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第22号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号「野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第23号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号「野洲市附属機関設置条例及び野洲市いじめ防止等対策条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第24号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号「野洲市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第29号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号「野洲市介護保険条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第30号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号「指定管理者の指定につき議決を求めるについて（野洲市なかよし交流館）」について審査いたしました。

委員からの「なかよし交流館の公募は、YASUほほえみクラブ以外にも手を挙げたところはあったか。」との質疑に対し、「当該団体のみである。」との答弁がありました。

議第37号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第37号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第13番、山崎有子議員。

○13番（山崎有子議員） 第13番、山崎有子です。

去る3月5日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第19号「野洲市都市計画の提案に係る規模を定める条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「令和5年10月23日の全員協議会の資料では、今回提案している条例については書かれていなかった。その要因は何か。」との質疑に対し、「今回の改正案は従来からある市街化調整区域における地区計画制度に係る運用基準の中で、0.3ヘクタールから提案できる類型が宅地活用継続型だけであったのを、既存集落型、市街化区域隣接型、沿道型、駅近接型の住居系に関するところも含めるという改正案である。この改正について、関係法規、資料等を確認したところ、条例として定める必要があることから、今回議案として提案した。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「今回の地区計画制度の運用基準の改正をもって、各類型に基づく計画指定を市として積極的に取り組む姿勢なのか。あるいはニュートラルなのか。

市としての立ち位置を伺う。」との質疑に対し、「今現在も基本的に事業者もしくは地権者等からの提案制度により進めている。都市計画マスタープランがあり、市街化調整区域も含めて、将来的に土地利用をどうするかという経過がある。それに基づいて、さらに市街化調整区域をこういう地区計画にあてていくという話があれば、当然その方向性に向けて、市としてもしっかり間に入って調整していくという姿勢である。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「既存集落型の類型において、既存集落の白地も含めるということだが、既存集落が0.1ヘクタールで、新たに0.2ヘクタールを加えて0.3ヘクタールとするということでいいのか。」との質疑に対し、「運用基準の中で、既存集落及びその周辺、未利用地の面積が既存集落の面積を超えないこととなっている。0.3ヘクタールは既存集落も含まれるということになる。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「既存集落型で、指定回数の制限は1回きりか。例えば既存集落の中で南側、北側があった場合、南側で1回取り、北側でも取ることができるのか。」との質疑に対し、「集落内で未利用の白地の開発について相談を受けた結果、今回規制緩和をしたところである。まちづくりとしては、ミニ開発は望ましくはないが、地域に応じた土地利用の転換を図っていく必要がある。したがって、1回きりではなく、複数回もできる。ただ、市街化編入は市街地に隣接していないとできないので、そういうところを見ながら、土地の区域等については定めていかなくてはならないと考えている。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「地区計画で、新しい住宅開発では、都市計画税の徴収は問題にならないと思うが、既存集落では、当てはまるところとそうでないところがある。地元の提案者から都市計画税を取る、取らないということについて要望が出る可能性がある。それについては、やはり原則どおり地区計画では都市計画税を取ることになるのか。」との質疑に対し、「制度上、地区計画区域には都市計画税を賦課することになっている。」との答弁がありました。

これに関連して、委員の「実際にこれから進めていくに当たって、住宅課との協議がポイントになってくるかと思うが、並行して協議していくという理解でよいか。」との質疑に対し、「地区計画と同時に、開発基準に基づいて、各課と協議等を進めながら地区計画制度の運用を図っていく。また、都市計画審議会等にも諮り、県に助言等も求める。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「宅地開発の際、公園の整備面積が定められているが、0.

3ヘクタールの場合、小さな公園になってしまうことが懸念される。今までどおりこの基準は変わらないという理解でよいか。」との質疑に対し、「開発に基づく公園の配置については、開発基準では0.3ヘクタールから1ヘクタールまでは150平米か、もしくは開発面積の3%を設置するという基準になっている。」との答弁がありました。

なお、議第19号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第19号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号「野洲市漁港管理条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともありませんでした。

よって、議第31号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号「野洲市営住宅条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第32号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号「野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第33号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号「野洲市水道事業給水条例及び野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第34号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号「野洲市シルバーワークプラザ条例を廃止する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「シルバーワークプラザの利用者からは、今回の廃止について意見、異議はなかったのか。」との質疑に対し、「令和4年8月に行われたシルバー人材センターの第4回理事会で、理事及び役員の総意で集約化が決定された。会員から直接市ほうに意見は聞いていない。中止で行われていた作業が野洲で行えるかということについては、作業場

を拡大したり、倉庫を増やすなど、集約化しても問題ない状況で運営できると聞いている。」との答弁がありました。

なお、議第36号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第36号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号「市道路線の認定について」審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第38号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第40号「野洲市都市計画マスタープランの一部改訂について」、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「今回の地域拠点見直しの進め方において、総合計画の見直しでは、市民参加がほとんどない僅か2度の会議であったが、これは審議が十分に尽くされたという認識なのか。」との質疑に対し、「上位計画である総合計画に即して、今回都市計画マスタープランの改訂を行う。市議会議員4名、自治連合会役員、学識経験者、住民代表の10名で構成される都市計画審議会を令和5年5月、7月、10月、令和6年2月と4回開催し、最終的に答申を受けて今回の改訂に至った。また、パブリックコメントも実施した。」との答弁がありました。

これに関連して、委員からの「北部合同庁舎周辺も地域拠点の1つだ。しかし、分庁舎の廃止、市民サービスセンターの廃止、さざなみホールの解体、B&Gプールは休止の方向である。拠点というは何なのか、まちづくりの方向性が見えない。今回の都市計画マスタープランでは、病院周辺を新たな地域拠点に加えるという提案だが、市街化区域を増やすとか、医療ゾーンになるとかが理由になっているが、都市計画の目的や方向性の根拠が弱いのではないか。」との質疑に対し、「都市計画マスタープランは、まちづくりの大きな方向性に沿ってまちをつくっていくという、あくまでも都市の将来像や整備方針等を示すビジョンの計画である。大きな方向性としては多極ネットワーク型コンパクトシティである。都市機能を集中させる拠点と豊かな田園風景を守るエリア、そして拠点を交通ネットワークでつなぐというところも含んでいる。病院周辺が新たな地域拠点になることについては、現状総合体育館、福祉施設が集積している地域であり、今後、病院整備に伴い、医療や健康、スポーツ、福祉機能の集約が図れる。また、自然環境を生かした交流施設の

整備等も、今後拠点の設定として強化されるのではないかと考える。」との答弁がありました。

また、委員からの「病院のところの拠点は、大半が官有地、市有地である。拡大することができなかなかできず、都市機能が弱いのではないかと思うが、どのように考えているか。」との質疑に対し、「市街化区域の編入というのも、これから手續になってくる。そういう将来性を見据えて、市全体の方向性、上位計画とも整合を取って、都市計画マスタープランをつくっていく。」との答弁がありました。

なお、議第40号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第40号については、採決の結果、反対多数により、否決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告いたします。  
○議長（山本 剛） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第6番、津村俊二議員。

○6番（津村俊二議員） 第6番、津村俊二です。

去る3月5日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第25号「野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしましたが、質疑、委員間討議はありませんでした。

よって、議第25号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号「野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしましたが、質疑、委員間討議はありませんでした。

よって、議第26号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号「野洲市使用料条例及び野洲市都市公園条例の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしましたが、質疑、委員間討議はありませんでした。

よって、議第27号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号「野洲市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしましたが、質疑、委員間討議はありませんでした。

よって、議第28号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしましたが、質疑、委員間討議はありませんでした。

よって、議第35号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号「事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）」について、関係部より詳細な説明を受け、審査いたしました。

委員からの「当初の契約で物価変動等の理由により契約の変更を行うものは他にあるのか。」との質疑に対し、「野洲クリーンセンター事業においても、物価上昇に伴って変更を行う契約をしていると認識している。」との答弁がありました。

また、「物価上昇等に伴って、改定率自体も法律で定められているのか、それとも当事者間の協議によって定められたのか。」との質疑に対し、「契約書の70条において、改定については毎年日本銀行調査統計局が公表する8月の指数を基に、前回に契約変更をした場合は1年前の平均値と、また1回も契約を変更していない場合は当初の数値と比較し、3%以上の上下差があった場合に契約を変更すると記載している。」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第39号については、採決の結果、多数賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。  
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第15番、荒川泰宏議員。

○15番（荒川泰宏議員） 第15番、荒川泰宏です。

去る3月5日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月11日、12日、13日に各分科会を、また、19日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」、議第4号「令和6年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算」、議第5号「令和6年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算」、議第7号「令和6年度野洲市墓地公園事業特別会計予算」、議第8号「令和6年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算」、議第9号「令和6年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算」、議第10号「令和6年度野洲市水道事業会計予算」、議第11号「令和6年度野洲市下水道事業会計予算」、議第12号「令和6年度野洲市病院事業会計予算」、以上10議案を議題として、3月19日の予算常任委員会では、各分科会に分担しました令和6年度予算案について、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」について、文教福祉分科会会长報告では、教育費で、委員の「学校給食センターの財源2億4,800万円は保護者からの給食費の分、歳出の賄い材料が2億8,900万円で4,000万円の差は何か。」との質疑に対し、「賄い材料費は学校給食センター改修工事に伴う臨時給食対応費の1,558万3,000円が含まれている。また、臨時交付金2,600万円を充てる。保護者と教職員等が負担する学校給食負担分は2億4,832万8,000円である。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「地域学校協働活動推進員を配置するとなっているが、配置人数と活動目的は何か。」との質疑に対し、「各校に1人、幼稚園にも1人ずつ追加し、地域と学校、また園をつなぎながら、いろいろな活動のために取り組む。」との答弁の報告がありました。

次に、民生費で、委員の「福祉医療費助成事業費で、制度の新設で高校生世代は10か

月分となっているが、12か月分になっていない理由と、予算資料15ページの1, 885万8,000円の高校生世代に係る福祉医療費助成は全額県費となるのか。」との質疑に対し、「10か月分の理由は、2か月遅れでしか診療報酬の請求ができないため、4月分から1月分の診療分を計上している。また、高校生世代の扶助費は全額県で予算措置される。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「中主地域包括支援センターが開設されるが、その効果は。」との質疑に対し、「地域的な利便性では、中主圏域は高齢化率や介護保険の介護の認定率が市内で一番高く、圏域に近い場所に設置されることで、より細やかな相談対応ができるところなどが見込まれる。専門職の確保では、主任ケアマネの確保が難しく、ケアマネを雇用する居宅介護支援事業所を持っている法人が受託すれば、緩和をされた基準で主任ケアマネに準ずる者としての人材確保の課題解決につながる。」との答弁の報告がありました。

次に、衛生費で、委員の「地域医療政策推進事業費では、出資金で建設改良費50%、約2億円計上されているが、建設改良の計画は。」との質疑に対し、「建設改良費の内訳は、新病院整備の準備事業に関する費用、現病院施設の空調設備改修に関する費用、新病院の整備事業に関する経費である。」との答弁の報告がありました。

これに関連して、委員の「新病院に回すものと現病院の改修の割合は。」との質疑に対し、「建設改良費全体の事業費は約10億円で、そのうち起債対象の病院事業が5億円、残り5億円のうち、現病院施設の空調設備が1億3,000万円で、現病院の改修割合は13%である。新病院整備に関しては、基本設計、実施設計、病院本体を工事する前の舗装撤去、植栽や埋設配管の撤去などの工事となる。その他には、総合体育館の屋外階段等の撤去、新設工事、総合体育館の室内排水管布設替え工事、市道市三宅小南線に布設されている下水配管の改修工事費用が含まれている。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「地域医療政策推進事業費の病院事業会計への繰出金について、3条、4条会計で5億9,000万円の繰出しとなっているが、今後はどうになるのか。」との質疑に対し、「運営費を含めて、毎年5億円から6億円の繰出金を基本計画時に発表し、その後更新しているが、收支計画で見込んでいる。建設改良、運営費を含め、新病院整備後の元金償還が始まった後は5億円から6億円程度繰出しされる。」との答弁の報告がありました。

環境経済建設分科会会长報告では、衛生費で、委員の「クリーンセンター管理運営費について、事業は例年と変わりないと思うが、予算が411万6,000円減額している。

この主な原因は。」との質疑に対し、「まず、5年度は直接搬入されるごみの手数料の伝票をインボイス制度に対応した表記に変更する必要があったが、令和6年度はそれがないこと。次に、クリーンセンターで行っているセメントリサイクルの委託料を実績ベースで減額したことによるもの。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「し尿処理費について、予算額が4,500万円と高額であるが、個人宅や工事現場などの仮設トイレ以外に対象はあるのか。」との質疑に対し、「家庭や事業所等のし尿のくみ取りの他に、市内で年間を通じて多数行われる工事の現場の仮設トイレのくみ取りも行っている。」との答弁の報告がありました。

次に、農林水産業費で、委員の「就農の件数増につながる工夫は何か考えているか。」との質疑に対し、「農業次世代人材投資資金を活用して、令和6年度に3名が新規就農を予定されている。現在、地域計画の策定を進めており、これにより市内農業の集約化を図る。農業者全体に補助金を交付するのではなく、集約化に取り組む意欲のある農業者に対し、積極的に支援をしていきたい。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「土地改良事業費において、防災重点農業用ため池整備事業計画作成業務委託に2,500万円計上されているが、ため池耐震調査は市内の何か所で実施されたのか。」との質疑に対し、「令和3年度、令和4年度において6か所実施した。」との答弁の報告がありました。

次に、土木費で、委員の「交通安全施設整備事業費について、甲賀踏切拡幅用地購入に350万円が計上されているが、平米単価10万円は高額に思われる。これは不動産鑑定による価格か。」との質疑に対し、「用地購入に当たっての不動産鑑定は、令和6年度に実施することから、予算は概算で計上している。」との答弁の報告がありました。

これに関連して、委員の「甲賀踏切拡幅用地測量業務委託589万6,000円、甲賀踏切拡幅分筆業務委託に137万6,000円が計上されているが、この中には不動産鑑定に係る費用は入っていないのか。」との質疑に対し、「不動産鑑定に係る費用については、予算資料の事業概要欄には記載していないが、34万5,400円予算計上している。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「道路維持工事費について、修繕や施設整備の優先度はどのように決めているのか。また、要望が出されている箇所は順次修繕を行うのか。」との質疑に対し、「優先度については、幅員4メートル以上の市道について路面性状調査を行い、舗装修繕計画に反映させている。比較的幅員の広い幹線道路については、国の補助金を受けながら、優

先的に修繕している。自治会等から要望される集落内の道路は、毎月職員で道路パトロールを実施しており、簡易なものは簡易資材で補修し、データベース化している。その他未対応の案件については優先順位をつけ、市の単費で順次修繕を行っているが、要望箇所については帳簿に記載し、順次実施できるよう引き続き予算確保に努める。」との答弁の報告がありました。

総務分科会会长報告では、総務費で、委員の「コミュニティセンターきたの大規模改修工事はどのような計画か。」との質疑に対し、「大規模改修の主なものは、屋根のふき替え、外壁修繕、エレベーターの改修、トイレの改修を予定している。壁面の色については、自治連合会に投げかけた上で決定したい。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「市民が市外にふるさと納税をされることについて、市の収入が減ることへの方針や考えは。」との質疑に対し、「取扱いするサイトを増やしながら拡大を図っていきたい。なお、市外へのふるさと納税流出分については、4分の3の額を国が交付税措置している。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「野洲駅南口周辺整備事業について、将来に向けたプランの具体化までの間の土地利用は。」との質疑に対し、「事業詳細計画の作成や事業契約の締結に向けた支援業務のための予算計上であり、現状の土地利用の支援業務は含まれていないが、市民から活用の意向があれば相談に乗らせていただく。」との答弁の報告がありました。

次に、民生費で、委員の「コミュニティバス乗降者把握及びバスロケサービス事業において、公共交通維持のためのドライバー確保等のため、その報酬に充てるなどの待遇改善を図るという発想は難しいのか。」との質疑に対し、「乗降者把握サービスの導入により、コミバスの運行状況をデータ化することで効率よい運行を目指すなど、働き方改革として考えている。」との答弁の報告がありました。

次に、消防費で、委員の「中主防災コミュニティセンター等改修事業の内容は。」との質疑に対し、「東消防署出張所と建物を共用しており、屋根や壁面等、共用部分について工事を行う。」との答弁の報告がありました。

次に、教育費で、委員の「余熱利用管理運営費において、PFI事業の業務運営に係るモニタリング業務は職員でできないものか。」との質疑に対し、「検査内容には専門的な部分もあるが、今後は自らできることは自らが行うことも考えながら進める。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「文化ホール大規模改修設計業務委託について、野洲駅南口周辺整備との

関連もあり、早い段階で現状をつまびらかにした上で、市民の意見を聞く機会を持つべきでは。」との質疑に対し、「設計業務に入る前に意見を聞く必要はあると思っており、早い時期に市としての考えをまとめ、市民のご意見を伺いながら進めたい。」との答弁の報告がありました。

次に、歳入で、委員の「新NISA導入に伴い、株式譲渡割交付金の動向はどのように分析しているか。」との質疑に対し、「積算の根拠は、滋賀県による1月末の試算は横ばいであるが、県税の動きが反映されるため微増としている。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第4号「令和6年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算」について審査いたしました。

委員の「医療費について、今年4月から医療報酬改定されるが、改定内容を盛り込んだ予算計上か。」との質疑に対し、「診療報酬の改定内容を盛り込んだ予算計上である。」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第5号「令和6年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算」、議第6号「令和6年度野洲市介護保険事業特別会計予算」、議第7号「令和6年度野洲市墓地公園事業特別会計予算」、議第8号「令和6年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算」について審査いたしましたが、特に質疑はありませんでしたとの報告を受けました。

続いて、議第9号「令和6年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算」について審査いたしました。

委員の「地域開発事業債償還の完済の計画は。」との質疑に対し、「令和6年6月10日に完済する予定である。」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第10号「令和6年度野洲市水道事業会計予算」について審査いたしましたが、特に質疑はありませんでしたとの報告を受けました。

続いて、議第11号「令和6年度野洲市下水道事業会計予算」における歳出及び関係する歳入について審査いたしました。

委員の「資本的支出の流域治水の事業について、実際に事業を進めるのはいつ頃か。都市建設部との調整はできているのか。」との質疑に対し、「予算はみず事業所の責任において管理しているが、実際の事業は、河川改修事業との兼ね合いや人員配置を考慮した上で、都市建設部で進めている。」との答弁の報告を受けました。

続いて、議第12号「令和6年度野洲市病院事業会計予算」について審査いたしました。

委員の「病院事業会計の収益的支出で、給与費の23億5,000万円について、医師

1人当たりの手当額は。」との質疑に対し、「専門部長、医長、医員等の職階によって一定変わると、医師に対して支給しているのは、本給の他に医療業務手当等を支給している。月額では、約50万円から80万円の範囲で支給をしている。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「経費の報償費における顧問税理士の委託料330万円はどのような業務か。また、負担金1,232万7,000円の派遣負担金の内容は。」との質疑に対し、「報償費は、税理士と顧問弁護士に対する報償費である。顧問税理士は毎月の経理上の仕訳の疑問点、消費税の申告の業務、決算書作成時の助言などである。また、派遣負担金は、主には県立総合病院から循環器内科、外科、リハビリテーション科に対して医師の派遣、県立精神医療センターから脳神経内科の医師に週1回の派遣、市立長浜病院から乳腺外科の医師に週1回の派遣を受けており、その負担金として各病院に支払う。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「資本的支出で、122億円の債務負担行為以外の新病院周辺整備にかかる予算と、これからかかるものは。」との質疑に対し、「新病院120億円以外の部分は階段の付け替えの工事等がある。それ以外では、病院周辺に職員駐車場の整備などを検討している。」との答弁の報告を受けました。

続いて、田中委員から議第3号に対する修正案が提出されました。

その内容は、教育費中、社会教育費における文化ホール大規模改修設計業務委託1,228万6,000円を減額するものです。

提案の理由としては、30年後の文化行政を見据え、これをどうしていくかといった熟議が尽くされていない。令和6年度に実施設計を行うことについて、市民には説明されず、財政が厳しいとの理由で、市民参画を規定したまちづくり基本条例に反している。当該委託料を減額し、早急な市民参加の熟議を求めるとの説明がありました。

修正案に対する質疑では、委員の「市民代表である議員が市民に周知していけばいいのではないか。」との質疑に対し、「ただ説明するのではなく、市民参加の機運を醸成する必要がある。今は熟議の場がない。」との答弁がありました。

次に、予算常任委員会に付託を受けた関係予算について、委員間の討議を行いました。

まず、一般会計予算及びこれに対する修正案について、委員から「分科会の質疑で、市民の意見を伺いながら進めるとの答弁があった。予算を認めた上での熟議も可能。」との意見に対し、他の委員からは「財政面で改修を急ぎたいとの説明は聞いたが、本当にそれで

いいのかという議論ができていない。今後の30年間も見据え、文化行政のあり方を押さえておくべき。今は施設を残すことが目的になっている。施設を何のために使うのかを先に定めるべき。工夫によって市民が納得する形ができるのではないか。」との意見がありました。

次に、委員から「今後を見据え、もっと市民参加で考えていく必要があるため、修正案には賛成する。また、当初予算に関しても、行財政改革の観点からの予算編成がなされていないため、認め難い。」との意見がありました。

また、他の委員から「議員は理想と現実を見て判断すべき。財政面や駅前の現状など、今の現実から市が提案していることは理解できるが、議論が不足しており、もっと市民参加による議論を重ねていくべき。」との意見がありました。

また、他の委員から「当初予算は、給食センターや保育園の民間委託など問題がある中で行財政改革遂行の予算となっている。市民に望むものにならない懸念がある。」との意見がありました。

その他の予算については、特に意見はありませんでした。

次に、採決について、まず、議第3号に対する修正案については、賛成少数により否決されました。

続く議第3号原案については、賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議第4号から議第6号まで及び議第12号の4議案については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第7号から議第11号までの5議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」に対し、田中陽介議員から、タブレットに掲載の文書のとおり、修正の動議が提出されています。

これを併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

第3番、田中陽介議員。

○ 3 番（田中陽介議員） 第 3 番、田中陽介です。

今回、修正案を出させていただきました議第 3 号「令和 6 年度野洲市一般会計予算」における社会教育費において計上されております文化ホール大規模改修設計業務委託 1, 228 万 6, 000 円を減額するものです。

この予算は文化施設集約における市の提案ですが、この大規模改修は、事業全体としては 20 億円近い事業となるにもかかわらず、今後 30 年の文化行政や、その施設のあり方についてのコンセプトの更新が全くない状態で、バリアフリー化と音響・照明等の設備更新をメインとした実施設計の予算となっており、30 年前のこの施設のリメイクに近いような状態となってしまっています。

厳しい財政状況の中で、3 つの文化施設を統合するというところまでは市民の皆さんに一定の理解を得られているように感じる一方で、どのような目的に向かって、どんなコンセプトで 1 つにしていくのかという部分の熟議が全くされたとは言えません。さらには、今年度に開催された駅前整備と文化施設統合についての市民説明会においては、令和 6 年度はこの基本設計、いわゆるコンセプトの設計というような説明をされていました。また、この説明も一方的なものでありまして、その意思決定に関して市民や専門家等、例えば委員会等の設置等もされず、市民参加が行われることはませんでした。

そして、今回出てきた、この令和 6 年度に実施設計を行うという話は、先日の全員協議会で初めて説明されたことあります。市民には一切説明されておりません。

また、この文化ホールの改修の事業は、90 % が起債の事業ですので、最初のイニシャルの持ち出しが 10 % あります。その残りの 90 % は今後 30 年かけて、これから世代が返済し、そのランニングコストの年間 5, 000 万円の収支差額も負担していくことになります。たとえ補助金が 50 %、9 億円ですね、約 9 億円出たとしても、30 年で約 26 億円の収支が出るということです。これを負担する当事者はこの文化施設の議論に参加できているのか、これからのは話は市民の中でしっかりと醸成されているのかというと、されていないと私は思います。

こうしたプロセスは、市のまちづくりの最高規範である「野洲市まちづくり条例」のうち、第 6 条、協働のまちづくり、第 17 条、行政情報と市民情報の共有、第 20 条、まちづくりへの参加権、第 21 条、参加機会の保障、第 22 条、市民への意見募集、これらに全て反していると言わざるを得ません。

財政が厳しいという理由だけ、そして、有利な起債があるからという理由だけでこれが

ないがしろにされるような市政運営をするならば、この最高規範に反することが簡単にできるとすれば、今後野洲市におけるいかなる決め事も信用性を持たないことになります。

現市政においては、これまでこうした事後決定、事後承諾のようなプロセスを繰り返し行っています。計画や構想といった今までに取ってきた合意形成は、その信用を大きく損なってしまいました。再度、この条例に基づき、まちづくりにおけるプロセスを正し、野洲市民が「私たちのまちは、私たちのために、私たちが自らつくる」という理念を実践できるように、そして、市民が当事者としてまちづくりに参加できるまちになるように、この設計業務委託料を減額の上、早急な市民参加の熟議を求めるものであります。

先ほど委員長から説明ありましたように、予算常任委員会でこれを出しました。しかし、この議員間討議では、その後の採決、選択に対し十分な議論とは言えませんでした。議員各位にはこの本会議にて、しっかりとこの重要な意思決定における真意を表していただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本 剛） 次に、議第3号に対する修正案について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。

（午後2時02分 休憩）

（午後2時14分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第14番、稻垣誠亮議員。

○14番（稻垣誠亮議員） それでは、議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」に対する修正案について、提案者の田中議員に対していくつか質疑したいと思いますので、再質問も含めて、よろしくお願ひいたします。

最初は2点お伺いいたします。

1点目は、田中議員は修正理由の中で、「厳しい財政状況の中で3つの施設の統合までは市民に一定の理解を得られているように感じる」とされているとありましたが、その根拠についてお知らせください。

以前、市議会主催の市民懇談会等もありましたが、来られている方はいつも同じ方で、当職は自ら、やはり自ら議員が周囲の市民に触れ合うことで意見を収集することが、やは

り僕は議員活動として重要なことなのかなと思うんですが、この「一定の理解を得られているように感じる」というところ、そこも含めて、もしご回答いただけるなら、答弁いただきたいと思います。

2つ目ですが、そもそも3つの施設の統合については、田中議員は賛成しているのか、あるいは反対されているのか、根拠を含めてお知らせください。仮に賛成であれば、どのようなプロセスを経て、どのような条件がそろえば予算案を認める余地があるのか、具体的にお知らせいただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本 剛） 田中議員、いいですか。手を挙げてもらわないと。

田中議員。

○3番（田中陽介議員） それでは、稻垣議員からの質疑にお答えさせていただきます。

まずはご質疑ありがとうございます。まず1つ目ですけれども、修正理由の、厳しい財政状況の中で市民の方に一定の理解を、集約に対して得られていると感じているが、根拠ということですけれども、稻垣議員おっしゃるように、私も日頃、地元野洲市内で様々な市民活動等やっておりますので、そういった中から、いろんな世代の方から話を聞いております。

もちろん反対している方もおられます。全員が全員賛成されているというわけではないことも承知しております。ただ、先ほどおっしゃったように、私、文教福祉の常任委員会ですので、委員会の所管事務調査も行っていますし、教育委員会からの報告も受けております。そして、先ほどおっしゃった議員主催での懇談会もありました。ちょっと認識が違うんですけど、この懇談会、結構普段来られてないような方がたくさん来られていたのかなという認識を私はしております。そういう中で、一定の理解は得られているのかなというふうに感じているというところであります。

そして2つ目、賛成しているのか、それに賛成しているのかということですけれども、私は集約に関しては賛成しております。その根拠、賛成の根拠と言われるとあれなんですけれども、市が今言っているのと同じように、今の5万人の規模の市で文化施設をたくさん持っているというのは、ちょっと無理があるかなと。維持費、維持の部分でもそうですし、やはりそれぞれの施設において、今回も言っていますけど、コンセプトとその目的があるじゃないですか。だから、中主町だったときのコンセプトで、隣がはたまた野洲町だったときのコンセプト、それが一緒になって、やはり変わっている部分もありますし、また、それが1つになることで変わる部分もあると思うので、そういう中で、そのに対する熟

議が必要だということです。だから、それが次の、仮に賛成であればというところのお答えとなっております。

この熟議というのは何なのかというと、多様な専門家等を含めた、当事者含めた多様な参加における、やっぱり議論が必要だよねというところです。その結果、例えば同じように今の案が出てきたとしたら、僕はいいと思いますし、だから、そのプロセスの問題だというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 田中議員、答弁ありがとうございました。再質問をちょっとさせていただきたいと思います。

3点再質問させていただきたいんですけど、提案理由の中で田中議員が述べられていたんですけど、リメイクについて述べられていたと思うんです。リメイクしただけ。僕は文化施設の現在の、現代の標準規定を満たすものであれば、基本的に問題ないと僕は考えてはいるんですけど、なぜリメイクに反対されているのか。仮に反対されるのであれば、どのような、田中議員には反対される以上、企画提案があると思うんですよ。企画提案がないのに、ただ単にリメイクに反対されているのか、そこをお知らせいただければと思います。

2つ目は、田中議員は予算委員会で修正案の提案者であったと思うんです。提案者であったと思うんですけど、修正案が否決された後、原案にたしか賛成されていたように見受けたんですけど、行動について、当職もちょっと理解に苦しむところがあって、一貫性のない主張には賛成しかねるところが、私見ですけども、あります。今回、仮に修正案が否決された場合、原案に賛成するのか、もし仮に賛成するのであれば、その説明を求めたいと思います。

取りあえず、以上で結構です。お願いします。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） それでは、稻垣議員の再質問にお答えいたします。

1つ目、リメイクは何があかんのですかということですね。別にリメイク、あかんって僕一言も言ってなくて、そこに対するプロセスがどうかという話をしています。先ほどもそれは説明したと思うんですけども、ですので、しっかり熟議を尽くした上で今後30年、このリメイクで30、トータルでいうと35億円、36億円ぐらいかかるのかな、こ

の30年の運営も含めてですよ、をみんなが納得した上で、この施設をやっていこうということがちゃんと合意形成に至ったならば、別にそれは問題ないと思います。別に僕の思う文化施設、いろんな機能も含めてじゃないと僕は賛成しませんとかって言っている話ではないです。

そして2つ目、修正案を出したのに原案にも賛成したじゃないかということなんですが、私はこの審議というのは、同じことを2回審議してないと考えておりますので、修正案の審議は修正部分の審議をしていると考えております。そして、その後の原案の審議というのは、修正部分を除いた部分だという認識で採決に参加しておりますので、そういう意味で、これを除いた部分においては反対する理由がないので賛成しているということです。

以上です。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 田中議員、ありがとうございます。

おおむね計画案にはほぼ賛成、最終的には賛成いただく。原案に、だって、修正案を否決された場合、原案に賛成されるわけですから、今、田中議員は明言されましたので、基本的に執行部案について認められるということが。

（発言する者あり）

○14番（稻垣誠亮議員） だっておっしゃったじゃないですか。発言されたので、そこは理解できました。

（発言する者あり）

○14番（稻垣誠亮議員） いや、おっしゃったじゃないですか。

最後の質疑なんですけど、すみません、ありがとうございます。そこはちょっと価値観の違いがあるとは思うんですけど、最後、今回3施設の統合について、基本、執行部案について、当職は基本賛成の立場ではあるんです。ただ1点、田中議員にもう1個お伺いしたいのは、2施設の跡地利用についてなんんですけど、僕は議会内の情報収集とか精査というのはやっぱり限界があると思っていて、議会外でも独自に政策立案、研究をしているんですが、田中議員は必要なプロセスを経なければいけないというふうに先ほど述べられていましたじゃないですか。その中で、この跡地利用についても精度を高めて企図していくとしているのか、あるいは集約化の1施設についてのみ審議を続けていったらいいと思うのか、ミクロ的か、マクロ的か、ちょっとそこのところも、もし認識があればお答えください

い。

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

（午後2時27分 休憩）

（午後2時29分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稻垣議員から発言を求められておりますので、これを許します。

稻垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） すみません、先ほどの質疑は取り消しまして、質疑を終結させていただきます。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

（午後2時30分 休憩）

（午後2時31分 再開）

○議長（山本 �剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております議第3号から議第12号まで、議第19号から議第40号まで及び議第3号に対する修正案並びに請願第1号について討論を行います。

議第3号に対する修正案以外の議案については、討論通告書が提出されております。

この際、修正案についての討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後2時32分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されていますので、発言を許します。

まず、議第3号については、原案及び修正案について一括して行います。

第9番、奥山文市郎議員。

○9番（奥山文市郎議員） 第9番、創政会、奥山文市郎でございます。

議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」原案につきまして、賛成する立場で討論させていただきます。

本市の財政状況が大変厳しい中、予算を切り詰め、昨年度から15億円減額した総額2

50億円の予算を編成していただいたことに、まずもって敬意と感謝を申し上げます。とりわけ、市税が前年度から3億円程度落ち込んでいく中、財政調整基金からは1億円、前年度比マイナス15.6億円、ふるさと納税を原資とするまちづくり基金からは9億円、前年度比マイナス10億円と、将来の資金需要を見込んで最低限の基金取り崩しにとどめ、年々増嵩する扶助費等の行政経費への適切な対応をされたことは評価するものであります。

また、今定例会でも、先ほど修正予算案が議員提案されました文化3施設の集約化関連予算につきましても、起債可能な最終年度である令和7年度の工事実施を想定すると、今当初予算で計上していくことは至極当然な流れであります。現在の本市の財政状況を鑑みますと、施設集約化や民間委託などの行財政改革推進は待ったが利きません。走りながら考えていくことも重要ではないでしょうか。

他にも、ようやく建設の運びとなった新病院の整備、市民が期待している野洲駅南口の整備、高専設置とコラボするMIZBEステーションの整備、国道8号線バイパスや大津湖南幹線等へのアクセス強化策など、未来志向のまちづくり対策が盛り込まれております。

令和6年度は、栢木市長になってからの最終年度となります。今まで迷走していた野洲市政から脱却し、市の総合計画で標榜されている「多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち」の実現に向け、邁進していこうではありませんか。やっと鮮明に見えてきた希望の虹を決して消えさせてはいけません。市民の期待と夢に対して、はつきりと方向性を示し、執行部と議会が共に努力していくことが大切ではないでしょうか。ましてや新年度予算は、4月からの希望に満ちた5万人市民の一人ひとりの日々の生活を担保するものであります。市民からの信託を受けた議員としては、これに異を唱えることは許されるものではありません。

結びに、先日、私の市政報告会で国政報告されました武村農林水産副大臣の弁を借りたいと思います。「今まで、湖南4市の中で野洲市が発展してこなかったことはおかしい。栢木市長のもとでよくなってきたので、この流れを止めずに市政運営をお願いしたい。」と励ましていただきました。どうか皆様方のご賛同につきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山本 剛） 次に、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子議員） 第2番、小菅康子です。

私は議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」、予算案について、反対の立場で討論を行います。

提案されています一般会計予算は250億円で、過去2番目の予算規模となっています。令和5年度から新年度となる令和6年度は、コロナが第5類に移行し、暮らしと経済が戻りつつあると言われていますが、去る2月6日、厚生労働省が発表した2023年の勤労統計調査によると、1人当たりの実質賃金は前年比2.5%減少し、比較可能な1990年以降で最も低くなっています。このことは野洲市でも、今なお生活保護世帯、また、小中学校での就学援助受給児童生徒が高い水準であることを見れば明らかです。それだけに、市民の暮らしと営業、地域経済を守る野洲市行政の果たす役割は大きいものがあります。

その観点から新年度の予算を見た場合、まず予算では、中主小学校新館及び北野小学校の校舎大規模改修の設計業務、特別教室の空調整備、学校給食センター改修事業をされること、また、県制度ではありますが、これまで市民の運動、議会でも要求してきましたが、医療費無償化制度がこれまでの中学校卒業までから高校生世代まで拡充されることは評価をいたします。

私は、行政は、1つは市民の立場に立ち、民主的な行政運営をされること、2つには、民主的な行政運営のもと、市の予算は市民の暮らしを守る立場での施策の推進が必要と考えます。この点から見まして、新年度予算には、総合計画の見直しとも関わって、都市計画マスタープランの改訂、文化ホール3施設の集約化、新病院の建設に関わる予算が計上されています。

これまでから指摘もしてきましたが、野洲市の将来を見据えたまちづくりの方向を定める総合計画の見直しでは、地域拠点の追加では、市民的議論が十分なされたとは思えません。本予算には、文化ホール3施設の集約で、令和6年度から7年にかけて、小劇場とさざなみホールの解体に伴う解体設計実施委託予算が、そして、野洲文化ホールの大規模改修設計業務委託予算が計上されています。これらについて私は、まだ市民との議論、十分なされておらず、合意がさらに必要と考えます。

新病院建設では、地域医療政策推進事業費において、新病院の準備、整備事業に対する出資予算が計上されています。私は、総額で120億円を超える新病院建設であるにもかかわらず、今なお市と市民、市議会、医師会とで議論が、意思形成ができていないまま推進は問題だと考えます。同時に、これまでの入札の経過は極めて異例であり、疑問があるままの推進となっています。

次に、市民の暮らしに関わる問題です。

令和6年度の予算編成方針では、野洲市行財政改革推進プランに基づいて業務の効率化、補助サービス事業の見直し等の見直し、使用料・手数料の見直し、民間ノウハウの導入等について重点的に取り組むとされ、令和6年度でも市民のサービス後退、負担強化の行財政運営を推進されようとしています。

昨年度、市民サービスセンターを廃止されましたが、その後、サービス維持の手だても施策も見えません。また、令和6年度ではB & Gプールを休止にされます。このままでは廃止につながりかねません。修繕・改修の方向で考えていただきたいと思います。

医療費無償化では、高校世代までの無償化予算が計上されていますが、一部負担はそのままです。一部負担があるのは、県下19市町で野洲市など6市だけです。子育て支援のための実施と裏腹の一部負担は廃止が必要と考えます。

さらに、学校給食センターの調理部門の準備を令和6年度に進めるとされていますが、安心安全の学校給食運営には、なお問題があると思います。また、民間イコール全てが駄目というものではありませんが、保育条件の後退につながる小規模保育の増設で待機児童解消をしようとしていますが、本来は行政が責任を持って、認可保育所の増設をすべきと考えます。

以上、行政のあり方から、また、市民の暮らしと営業を守るべき行政の観点から見て、新年度予算はこれに反するもので、反対の討論といたします。

○議長（山本 剛） 次に、第11番、東郷克己議員。

○11番（東郷克己議員） 第11番、新誠会、東郷克己でございます。

議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」に対する修正案に対し、賛成の立場から討論いたします。

本論に入る前に、先ほどの稻垣議員の質疑の中にありました、集約化に向けての方向性の質問がありました。私からもそのことに一言述べてから本論を始めたいと思います。

3施設の集約化、さらには大規模改修についても、私自身は反対をしているわけではありません。どちらかといえば賛成でございます。その上で、この修正案に賛成しているというの、その方法論の前の議論が足りてないというところからの意見でございます。

我々議会の、そして議会議員の役割は、それぞれ主権者たる市民の代表として負託を受けた立場で、信念や価値観、そして市政のあるべき姿など、理想や目標を強く持ち、同時に市の現状、現実を直視して、現時点での最も妥当な判断を下すことにございます。この修正案の論点である文化ホールの大規模改修の基本設計、実施設計については、執行部と

も議論を交わし、駅前南口全体の経緯や、南口周辺整備とホールの現状、予算面の事情などを聴取し、執行部としての考え方について理解をいたしました。また、ホールの集約については、議会による懇談会も開催し、多くのご意見をお聞きし、その中で、駅前の文化ホールに集約を願われる声が多かったというのも事実でございます。

一方で、市主催の市民説明会時点の説明、そして議会の懇談会でも、少なくとも大規模改修という、今後30年程度の長期にわたる活用を見越した費用を提示しておらず、主権者たる市民への問い合わせ方に少々問題があったと認識しております。

今回、市の判断も、「改築は現実的に無理だから改修」と、肝腎な施設の目的やコンセプトの議論を省略し、進められております。有利な除却債の活用期限やホールの状況など、判断を急ぐ事情が存在していることも承知しておりますが、肝腎の議論を飛ばして大規模改修を進めれば、今後30年の長きにわたり使用することになります。その維持には、毎年相当の市費が充當されている施設でございます。30年という長さ、その維持費まで含めて考える必要があります。

文化は生命の維持に必要不可欠というわけではありません。一方で、人生に彩りや豊かさを与えてくれるものです。そういうものだからこそ、市民とゼロからの議論、共創、「共に創る」の発想に立った取り組みを進めるべきと考えます。

なお、ここで申し上げている議論というのは、説明をして、あるいは説明をして、質問なり意見を受けて、それに答えるという1往復のやり取りや、アンケートによって意見を収集したというだけを述べているのではなく、もっと長期にわたってしっかりと、文字どおりの議論を進めるべきという考え方でございます。

以上、議員各位のご理解とご賛同をお願いして、討論といたします。

○議長（山本 剛） 次に、第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智議員） 第10番、新誠会、益川教智です。

議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」原案に対して、反対の立場で討論させていただきます。

これまで繰り返してまいりましたが、本市では厳しい財政状況に鑑みて、市の貯金である財政調整基金、これを取り崩さない市政運営を実現するとともに、今後の公共施設等整備基金を積み増すとして、昨年度より令和8年度までの5年間をその期間として、行財政改革を実施しているところであります。

その中で、財政調整基金については毎年2.1億円の財源捻出を、また、公共施設等整

備基金においては毎年1.5億円を捻出し、それぞれ15億円の維持、また、10億2,000万円の積立てを数値目標として掲げております。次年度は折り返しの3年目となります。これまで抜本的な体質改善には至らず、引き続き市の貯金を取り崩した行財政運営がなされようとしています。この行財政運営においては、市民サービスセンターの廃止、また使用料・手数料の改定など、市民サービスに大きく影響を及ぼしたものもあり、その中で何とか財政規律を保ちたいんだという市民への説明、そして理解を求めながら進められてきたものであります。

このような中、市長の現任期最終年度である次年度の予算案が提出されておりましたが、この議会の開会に当たって市長より述べられた施政方針、これは市長がどのような思いを持って次年度の市政運営に当たるのか、取り組むのかという非常に重要な指針であると考えます。

しかし、これまでの3年間においては触れられてきた本市の厳しい財政状況、また行財政改革の推進について、今回は触れられることはませんでした。このことについては、さきの一般質問において、市長からは、特化して行財政改革の推進について書いていない、表記していないというだけのことであるとおっしゃいましたが、重要なことはしっかりと表記する必要がやはりあるかと思います。これまで書かれていたものが抜けているというのは、市長の考え方として、行財政改革について、この推進をするという気持ちが今までより落ちていると判断せざるを得ません。

そのことを表すかのように、この逼迫した財政状況の中で、本当に今行う必要があるのかという事業を含む予算が提案されています。持続可能な市政運営のためには、そして、将来世代に過度な負担をもたらさないためには、やはり本市の厳しい財政状況をしっかりと認識した上で、財政規律を持った上で本市の行政運営を進めていくていただく必要があります。

なお、先ほど奥山議員の討論の中で、当初予算というのは市民生活に非常に影響を及ぼすものであり、反対すること、異を唱えることは許されないとおっしゃいましたが、私たちの本来の職責は、執行部の監視機関として、チェック機関として、いいものはいい、悪いものは悪いと、しっかりと自身の意見を持つことであると考えます。

今回、この当初予算については、この内容では明るい未来が実現する、そのように私は考えられず、いま一度予算案について、改めて再考いただく必要があると考えたことから、この議案に反対するものであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（山本 剛） 次に、第7番、石川恵美議員。

○7番（石川恵美議員） 創政会、第7番、石川恵美。

議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」原案に賛成、修正案に反対の立場で討論をいたします。

私は、野洲市議会主催の市民懇談会などでも文化ホールの存続要望は多く、3施設統合の理解は得られたと思っております。しかし、現段階において文化ホールを存続していくのには老朽化が著しく、特にバリアフリー化や設備更新を強く求められております。本議案において修正案が提出されておりますが、財政難のさなか、市民の皆様の要望に近づけるための大規模改修は早急に必要であると考えます。

令和4年2月に、野洲市教育委員会による文化ホール施設の集約化検討書では、21項目の改修、修繕が必要とされ、その中でも、つり天井や屋根の防水改修、7項目は早急に改修が必要という文章も拝見させていただきました。

議論を重ねることは必要不可欠ではありますが、1年や2年、改修を延期したところで、市民にとっては遅らすことのデメリットのほうが多くなると思います。特に市が検討している長寿命化起債は、少しでも市民の負担が軽減される、軽減できるのなら有効だと思いますし、設計業務に入る前には当然、意見を聞く必要があると説明も受けております。多くの利用団体にヒアリングもしたと聞きましたが、これからも市民の意見を聞きながら進めることで、聞き漏れのないように進めていただけると私は思っております。

また、コミュニティセンターの改修もそうですが、野洲市民の誰もが市民活動や事業に公共施設を使えるようにするのが市の責務だと考えます。それならば、早急に大規模改修は進めるべきと考えます。

私は、最も大切なのは、改修後どのように利用数を増やし、市民サービスの向上や社会教育として市民に楽しみ、生きがいですね、を提供できるホールにしていくかが一番大切だと思っております。その第一歩としてだと理解ができましたので、私は修正案に反対、原案に賛成いたします。

議員の皆様の賛同をお願いして、議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」案の賛成討論、修正案に反対の討論を終わらせていただきます。

○議長（山本 剛） 次に、第16番、橋俊明議員。

○16番（橋 俊明議員） 第16番、新誠会、橋俊明でございます。

ただいま案件となっております議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」の修正案に  
対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和6年度一般会計予算のうち、社会教育費における文化ホール大規模改修設計業務委  
託予算1,228万6,000円を減額し、多くの市民の参加により熟議を呼び起こそう  
とする修正案に心から賛同し、今回、賛成討論をするに至りました。

野洲市の最高規範である「野洲市まちづくり基本条例」の第6条、協働のまちづくり、  
第17条、行政情報と市民情報の共有、第21条、参加機会の保障、第22条、市民への  
意見募集の各条項の趣旨を引き合いに出され、市民への説明や議論の積み重ねが足りない  
ことと私も痛感しておりました。市民との意見交換、議論の積み重ね、そういう蓄積が  
まちづくりのベースとなるものであり、発起人も述べられているように、市民との関わり  
合いが現市政では欠けているという指摘は的を得ていると判断するところであります。

「野洲市まちづくり基本条例」第31条では「市民、市議会及び市は、この条例の目的  
を達成するため、それぞれの取り組みにおいて継続した改善を行い、よりよいまちづくり  
につなげます。」と明記されております。今回の修正案により市民参加による熟議が盛り上  
がり、ひいては、よりよいまちづくりにつながることを期待して、賛成討論といたします。

○議長（山本 剛） 次に、議第4号及び議第6号について、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子議員） 第2番、日本共産党、小菅康子です。

議第4号「令和6年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算」について、反対の立場で  
討論をします。

国民健康保険制度は、一般質問でも言いましたように、国保加入者は現在では年金者や  
非正規労働者など、収入が低い低所得者層で構成をされています。また、国が国民健康保  
険を都道府県単位に一本化を進めており、滋賀県でも令和9年度に向けて、国保税の全県  
統一化を行うとしています。

これに対して、本市では、令和6年度では国保税の据置きをされますが、令和7年度か  
ら全県統一化の令和9年度に向けて、今後県が示す標準税率に沿い、本市の国保税率の見  
込みを示していますが、このままでは大幅な引き上げになることが明らかになりました。  
このままでは、現在の国保税は約2割の大幅引き上げとなる見込みです。

令和6年度の税率据置きそのものは評価をしますが、しかし、令和9年度に向けての方  
向は、県が示す大幅引き上げにつながる税率統一化に沿う国保運営であり、賛同できませ  
ん。

さきに言いましたように、国保は低所得者層中心であり、また、これだけ物価高と社会保障費の負担増が行われる中、市民の負担はさらに大きくなります。本当に本市の国民健康保険制度を持続可能な制度として市民の命と健康を守るものにするには、全県統一化ではないと思います。必要なことは、現在の国保制度が、自治体の努力をしても運営が大変な制度となっており、よって、国庫負担を増やすこと、また、滋賀県においては、基金や一般会計からの繰入れを行い、税負担の軽減に努力すべきと考えます。

一層の国保税引き上げにつながる全県統一化に沿った国保運営及び国民健康保険会計について、反対討論といたします。

次に、議第 6 号「令和 6 年度野洲市介護保険事業特別会計予算」に反対の立場で討論を行います。

本市では、来年度から 3 年間の介護サービスや保険料を決める第 9 期事業計画を定められ、これに基づき、初年度の介護保険会計となります。2000 年にスタートした介護保険の保険料は、2 町合併前から現在では約 2 倍になり、極めて高い保険料になっています。その一方で、令和 4 年度の介護保険会計の基金残高が 4 億円を超え、11 月議会でも質問しましたが、基金を使って保険料の据置きを行うように求めました。

保険料の値上げをされる自治体がある中で、本市は、第 9 期では基金を使って保険料の据置きの努力をされたことは評価をするものです。しかし、第 8 期の現在でも保険料は高く、滞納者が多く存在しています。また、第 9 期介護保険事業では、定員 29 人の地域密着型老人福祉施設と定員 18 人の認知症対応型共同生活介護及び定員 12 名の認知症対応型通所介護の開設を計画されており、また、今年度は小規模多機能型居宅介護事業所を整備されたことなどについては評価をするものです。

しかし、11 月議会で、一般質問でお聞きしました特別養護老人ホームの本市の待機者の実数は、令和 5 年 4 月現在 116 人おられるということで、まだまだ足りないと言わざるを得ません。本来入所資格がありながら入所できないような事態が存在していること自体、保険あって介護なしであり、介護保険制度の機能が果たせていないことです。そもそも 65 歳以上 10 万人当たりの特別養護老人ホームの数は、滋賀県は全国の中で 47 位と全国最低です。そのためにも一層の施設整備の充実が求められています。

また、来年度の新規事業として、介護予防・生活支援サービス事業費で、住民主体の訪問型サービス B と通所型サービス B を始めると予算計上をされています。そもそも国が介護保険制度の対象者であった要支援者への事業を介護保険サービスから外し、各市町村の

総合事業に移行したものです。高齢者の方々にできるだけ要介護状態にならないように、心身ともに元気に過ごしていただくために、介護予防は大変重要だと思います。そのためには、やはり専門職が要支援の方々への必要なケアの提供、関わることが必要だと考えます。決してボランティア活動を否定するものではありませんが、この制度が安定的に持続できるのかという問題もあると思います。

以上、本市の介護保険事業については、様々な事業にご努力いただいていることは理解しつつも、問題点があり、反対の討論とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 次に、議第12号について、第10番、益川教智議員。

○10番（益川教智議員） 第10番、新誠会、益川教智です。

議第12号「令和6年度野洲市病院事業会計予算」原案に対して反対の立場で討論いたします。

これまで病院整備地として、私が議員としてここに登壇、また市政運営に参画、参画と言ったらあれですね、議員としてこの場にいさせていただくようになってから、ずっと駅前の優位性、病院の整備地としての駅前の優位性について述べてきたところでありますし、今もその思いというものは変わっておりません。

ただ、しかしながら、議会として現在の病院、総合体育館横での病院整備というのが議決されて進められていっている、このことについては理解しているものであります。

ただし、今回の現地での、現計画での病院整備事業について、執行部も認めているとおり、異例の手續が立て続けになされたという経緯があります。このことについて、他の議員からも、一般質問等で疑問が多く呈されてきました。また、今回の一般質問でも様々質問させていただきました。この病院整備、この入札手続、そして変更契約について、適法性、妥当性というものが、これまでのやり取りでは、いまだ疑念が払拭されたとは言えません。

病院整備は今後、それこそ駅前と同じように、20年、30年先までの私たちの医療はどうなっていくかという大きな問題であります。このような観点から、いまだにその契約手続について疑問がある、このような内容を含む予算編成、また執行というのは認めるることはできず、これをもって私の反対討論といたします。

○議長（山本 剛） 次に、請願第1号について、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子議員） 第2番、日本共産党、小菅康子です。

請願第1号「学校給食の無償化を求める請願」の賛成討論を行います。

本請願は、義務教育における子育て世帯の経済負担、とりわけ学校給食費の負担の軽減を願い、無償化を求めるものです。

憲法第26条は「義務教育は、これを無償とする。」と定めています。ところが、義務教育に関わる公費負担は一部に限られています。文科省が平成30年に調査した「子供の学習費調査」では、公立小学校の保護者負担は年間10万6,830円、そのうち給食費負担が4万3,728円です。また、同じく公立中学校では年間18万1,906円で、そのうち給食費は4万2,945円となっています。これは1人当たりの平均ですが、これが2人、3人の子どもがいる世帯では、給食費だけで年間軽く10万円を超える負担となります。

現在、子育て世帯を取り巻く暮らしの現状は、物価高の中、また、実質賃金が下がり続けている中、とりわけ収入の低い若い世帯は大変です。請願を審議した文教福祉常任委員会で請願人が述べていきましたように、市民から、「子どもが3人いて本当に大変です。給食費だけでも年間10万円を超えています。何とかよろしくお願ひします。」と、切実な声が寄せられています。

議員の皆さんもご承知のように、本市では生活保護世帯や、小中学校の就学援助を受ける児童生徒数は高い人数を推移しています。これらの世帯の給食費は補助されてはいますが、それほど子育て世帯を取り巻く暮らしの現状は厳しいことを示しており、支援が必要なものです。

この切実な願いに応えるために、全国的に、また、県下市町でも給食費の無償化を実施する自治体が増えています。2023年度では全国で342自治体、滋賀県下では、令和6年度からの実施も含めて、8市町が完全無償化あるいは一部無償化を実施しています。

もう一点、無償化は保護者世帯、保護者負担の軽減とともに、子育て支援のまちづくりにつながるもので、ひいては若者や子ども世帯が定着し、結果として野洲市のまちの活気と税収増にもつながる、まちづくりのためにも有効なものと考えます。

また、給食費の無償化には多額の予算が必要となる主張があります。確かに一定の財源が必要なことはありますが、全国で実施している自治体は、必ずしも財政が豊かだから実施している自治体ばかりではありません。子育て支援の立場から、また、まちづくりの施策として、何が有効で何が必要な施策かの観点から実施している自治体があります。すなわち、行政の施策と予算のあり方がどこを向いて政策・立案されているのかが問われていると思います。

さらに、あえて財源と言うのでありましたら、一時期に多額の教育費の費用が必要となる小学1年生や中学校1年生から実施している自治体や、また、小学校だけを無償化しているところや、中学校だけを無償化している自治体もあるなど、自治体の財源的工夫により、実施は可能なものと考えます。

また、「学校給食法第11条で、給食の材料費は保護者が経費負担すると規定している。受益者負担・公平性の観点から、保護者が負担は適切」という意見もありますが、しかし、この第11条は自治体が無償化することを禁止しているものではありません。事実、昨年4月19日の衆議院文部科学委員会で、文科省の藤原初等中等教育局長は、「保護者が負担する学校給食費を自治体等の判断により補助することを妨げるものではない。」と答弁されています。岸田首相も、「無償化は自治体において適切に判断すべきもの」と答弁されています。だから、第11条で「保護者負担となっているから無償化はできない。」という主張は当たらないと思います。

以上、本請願は子育て世代の支援、まちづくりの視点から実施が望まれるもので、それを求める本請願に賛成するものです。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第3号から議第12号まで、議第19号から議第40号まで及び議第3号に対する修正案並びに請願第1号の採決における可否同数の取扱いについて、起立表決は賛成者の起立を求めていますが、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、採決における可否同数の取扱いについて、起立しない者は反対とみなし、採決の結果、可否同数と認定した場合は議長裁決を行うことに決しました。

これより順次採決いたします。

まず、議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」に対する修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案について、賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（山本 剛） 起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第3号「令和6年度野洲市一般会計予算」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議第4号「令和6年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号「令和6年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第6号「令和6年度野洲市介護保険事業特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第7号「令和6年度野洲市墓地公園事業特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第8号「令和6年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第8号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第9号「令和6年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第9号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第10号「令和6年度野洲市水道事業会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第10号は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第11号「令和6年度野洲市下水道事業会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第11号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第12号「令和6年度野洲市病院事業会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第12号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第19号「野洲市都市計画の提案に係る規模を定める条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第19号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第20号「野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第20号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

とに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第21号「野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第21号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第22号「野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第22号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第23号「野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第23号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第24号「野洲市附属機関設置条例及び野洲市いじめ防止等対策条例の一部を

改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第24号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第25号「野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第25号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第26号「野洲市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第26号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第27号「野洲市使用料条例及び野洲市都市公園条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第27号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第28号「野洲市まちづくり寄附条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第28号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第29号「野洲市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第29号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第30号「野洲市介護保険条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第30号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第31号「野洲市漁港管理条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第31号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第32号「野洲市営住宅条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第32号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第33号「野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第33号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第34号「野洲市水道事業給水条例及び野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第34号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第35号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第35号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第36号「野洲市シルバーワークプラザ条例を廃止する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第36号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第37号「指定管理者の指定につき議決を求めるについて（野洲市なかよし交流館）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第37号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第38号「市道路線の認定について」採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第38号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第39号「事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第39号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第40号「野洲市都市計画マスタープランの一部改訂について」採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。よって、議第40号は、原案について採決いたします。

議第40号については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号「学校給食の無償化を求める請願」について採決いたします。

請願に対する委員長の報告は不採択です。よって、請願第1号は、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少數起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立少數であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

お諮りいたします。

議第42号及び議第43号、発議第1号並びに意見書第1号を日程に追加し、議題といったしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、議第42号及び議第43号、発議第1号並びに意見書第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長（山本 剛） 追加日程第1、議第42号及び議第43号、「令和5年度野洲市一般会計補正予算（第14号）」他1件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

事務局長。

○議会事務局長（遠藤総一郎） 朗読いたします。

議第42号「令和5年度野洲市一般会計補正予算（第14号）」、議第43号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第1号）」。

以上です。

○議長（山本 剛） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（栢木 進） それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、令和5年度の補正予算1件、令和6年度の補正予算1件の合計2件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

まず、議第42号「令和5年度野洲市一般会計補正予算（第14号）」については、繰越明許費を定めるものです。

内容としましては、本年度の補正予算で議決をいただいた民生費の低所得者世帯支援給付金給付事業など、年度内に完了が見込めない14事業について、総額で4億2,508万2,000円を翌年度に繰り越すものです。

次に、議第43号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算それぞれに5億4,296万3,000円を増額します。

歳出の内容については、総務費の徴税費において、定額減税補足給付金給付事業費4億4,870万円と、民生費の社会福祉費において、低所得者世帯支援給付金給付事業費の9,426万3,000円を追加します。この事業は、国におけるデフレ完全脱却のための総合経済対策により、令和5年度から開始されている新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置の令和6年度実施分として、できる限り早期に開始するため、今回提案するものです。

また、歳入では歳出に対する国庫支出金を追加します。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（山本 剛） これより、ただいま議題となっております議第42号及び議第43号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号及び議第43号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、議第42号及び議第43号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第42号及び議第43号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本 剛） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第42号「令和5年度野洲市一般会計補正予算（第14号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議第43号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。執行部の皆さんには、再開時刻を追って連絡いたします。議員の皆様は、16時20分再開といたします。

(午後4時06分 休憩)

(午後4時20分 再開)

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(追加日程第2)

○議長（山本 剛） 追加日程第2、発議第1号「野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

発議第1号の発議書（案）は、タブレットに掲載のとおりであります。

それでは、ただいま議題となっております発議第1号について、提出者から提案理由の

説明を求めます。

第8番、服部嘉雄議員。

○8番（服部嘉雄議員） 第8番、服部嘉雄でございます。

発議第1号「野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正により、みず事業所の名称が上下水道事業所に変更されることに伴い、委員会条例においても同様に名称を変更しようとするもので、一部の文言整理も併せて行います。

なお、本条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（山本 剛） これより、ただいま議題となっております発議第1号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号「野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第3）

○議長（山本 剛） 追加日程第3、意見書第1号「国による学校給食費無償化を求める意見書（案）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

第11番、東郷克己議員。

○11番（東郷克己議員） 第11番、新誠会、東郷克己でございます。

国による学校給食費無償化を求める意見書（案）について、趣旨の説明を申し上げます。

学校給食は、長年にわたり日本の児童生徒の食を支え、また、食育の場として大きな役割を果たしてきました。特に、価値観や家族のあり方が多様化した昨今は、成長期における重要な栄養摂取の機会であり、食事を共にして、様々なことを自然に学び取る貴重な機会となっております。

給食に対する費用負担は、学校給食法により、給食を調理する施設や人件費などは自治体が負担し、保護者の負担はそれ以外の材料費と定められています。給食費の負担が重いという声がある一方で、食材の負担のみであり、自主自立の観点から現状を是認する声もあります。一方で、教育費の国際比較を見ると、我が国の教育に充てている費用はユニセフの調べで世界166位、G7中で最下位と非常に低い現状にあります。

教育への投資は未来への投資であり、資源の乏しい我が国が将来にわたり責任ある立場を維持していくために不可欠な投資と言えます。学校給食を国により一律に無償化すれば、国という大きな枠組みで無償化されることによる保護者負担の軽減による子育て支援効果、経済刺激効果は非常に大きなものとなります。また、市にとっても、生活保護世帯など、現在市費により無償化している負担、ちなみにこれは1,500万円弱にも上ります。これが軽減され、例えば効果を認めながら6年度予算で見送った学校司書の採用など、本来の教育目標に向けた取り組みが実施できるようになります。さらに、こうした教育の充実が全国各地で加速することにより、我が国の国際競争力が保たれることなどが期待できます。

こうしたことから、国の責任において学校給食の無償化を実施することを求めて、意見書を提出することを提案いたします。議員諸氏のご理解とご賛同をお願い申し上げます。

○議長（山本 剛） これより、ただいま議題となっております意見書第1号について質

疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第1号について討論を行います。

討論はございませんか。

失礼しました。討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介議員） 第3番、田中陽介です。意見書（案）に対して賛成の討論をいたします。

日本国憲法では、教育をこう定めております。第26条、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」もう一度言います。「義務教育は、これを無償とする。」これが全てでありまして、本来、義務教育にかかる全ての費用は無償であらなければなりません。なぜなら、教育は国家としての未来への投資だからです。

ところが、現在の学校給食法はこれに対応できておりません。昨今、各市町において給食費の無償化が政策として事業化されておりますが、これを私は問題だと感じております。財政の豊かなまちとそうでないまちで差があつていいことと、いけないことがあります。憲法で保障されていることはまさにこれに当たり、国は、現在国民が負担している義務教育に関するあらゆることを無償化、つまり政府支出によって賄うべきだと私は考えます。そして、教育はその地域性や自主性を担保されながら、財政面においてはしっかりとした財政出動によって、十分な人員、施設、環境を整備していくべきです。

よって、今回の給食費の件は、親の支援としても、子どもの支援としても、食育の意味でも、義務教育に必要なものとして予算措置を求めるものであり、今回出された請願の趣

旨の一部も踏まえ、意見書（案）に賛成するものであります。

以上です。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書第1号「国による学校給食費無償化を求める意見書（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職により直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。

（午後4時31分 休憩）

（午後4時45分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進） 令和6年第2回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

さて、本定例会は去る2月27日から本日に至りますまで25日間開催いただきました。令和6年度各会計予算をはじめ、多くの案件につきまして、慎重なるご審議の上、全てをお認めいただき、誠にありがとうございました。

また、本定例会での代表質問、一般質問、また、議案質疑を通じまして、福祉、教育をはじめ、公共交通、病院整備、野洲駅南口整備、MIZBEステーション整備など、様々

な分野における施策に対して貴重なご意見やご提案をいただきました。これからこれらを厳正に受け止め、今後の市政運営に生かすよう努めてまいります。

議案におきましては、新年度予算や各条例をお認めいただきました。施政方針で申し上げた各分野に着実に取り組み、「笑顔あふれるまちづくり」を進めてまいります。

市民病院整備につきましては、昨年11月にデザインビルド方式による整備事業者を決定し、現在進めている基本設計業務に引き続き、新年度においては、実施設計業務や準備工事に取り組み、市民の健康と地域医療を支える新病院の令和8年度中の開院に向けて、着実に事業を進めてまいります。

また、野洲駅南口周辺整備事業につきましても、にぎわいを創出するために連携する民間事業者と十分に協議を重ね、事業詳細計画を検討し、事業協定、事業契約を締結すべく、着実に取り組んでまいります。

MIZBEステーションの整備におきましては、災害時の広域的な防災拠点として、地域の防災力強化を図るため、早期の事業着手に努めてまいります。一方で、平常時には多くの人に親しまれ、楽しんでいただけるスポットとなり、新たな野洲市の観光資源として魅力ある拠点となるよう、多くの方に情報発信し、ワークショップやフィールドワークなどのイベントを通じて、市民の皆さんからより多くの意見をいただきながら整備を進めてまいります。

その他、いじめ等対策事業、国スポ・障スポ大会推進事業、健康づくり、介護予防推進事業、流域治水雨水事業、道路新設改良事業、ふるさと納税推進事業などの重点事業におきましても、適切かつ迅速に実施してまいります。

このたび、西村健教育長におかれましては、この3月31日をもって任期満了によりご退任されます。平成29年4月より、7年間という長きにわたり、本市の教育行政の先頭に立たれ、市によりよき教育の実現に多大なるご尽力をいただき、心より感謝を申し上げます。

この間、学校園教育関係では、GIGAスクール構想に定めた1人1台端末の整備など、ICT教育を推進いただき、また、コロナ禍での学校運営では、子どもたちの学びが止まらないよう、オンライン授業の実施など、工夫した授業を進めていただきました。さらに不登校支援と家庭訪問型学習支援事業の創設、家庭地域の教育関係では、コミュニティ・スクールの導入や、家庭教育支援を進めていただきました。

施設整備関係では、小中学校の大規模改修事業、学校給食センター改修工事など、また、

歴史文化関係では、国史跡永原御殿跡保存整備事業として、史跡の公有化や発掘調査を進めていただきました。

また、いじめ事案では、いじめ問題専門委員会の答申を受け、適切かつ迅速に対応をしていただきました。

その他、数多くのご功績を残していただきましたことに感謝を申し上げるところでございます。西村教育長に築いていただいた、子どもの人権を大切にする野洲市の教育を受け継ぎ、さらなる発展を目指してまいります。

西村教育長におかれましては、今後とも市政運営や教育行政に対しまして、温かく見守っていただきますとともに、引き続きご指導いただきますようお願いを申し上げます。誠にありがとうございました。

結びに、議員の皆様には、年度末何かとご多忙のことと存じますが、引き続き、市の発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（山本 剛） 次に、教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

西村教育長。

○教育長（西村 健） 議長のお許しをいただきましたので、教育長退任に当たりまして、議員の皆様にご挨拶を申し上げます。

私は、生まれ育ったこの野洲市で、7年間にわたり教育長として教育行政を担当させていただきました。ひとえに議員の皆様をはじめ、市民の皆様のご支援あってのこととございます。ここに改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

私は旧中主町に生まれ、大学から大阪へ出ました。大阪に出たのは、先日もお話ししましたように、父母のけんかが絶えなかったからです。そこから逃げるためでした。そして、大学卒業後もそのまま大阪の中学校の教員となりました。赴任したのが大阪市の南隣、松原市立松原第三中学校というところです。これがその当時の校長先生の絵です。学校で一番やんちゃな子が、これを校長室で描いたらしいです。

ご覧のとおり、かなりのやり手でございました。私が赴任する数年前までは、大阪府の南東部、南河内一帯の中学校を全て抑えるようなやんちゃな子がいる、そんな荒れた学校だそうでした。それを同和教育、人権教育を柱に改革して普通の中学校に、そして、大阪一の中学校に変えた校長先生です。私が赴任した頃はすごく安定した、全国から視察が絶えない学校でした。私はここで15年間育ててもらいました。この校長先生の口癖は、「お

医者さんは病気治して何ぼ、学校の先生はできやん子をようして何ぼや。」です。お医者さんは病気を治して評価されます。学校の先生はしんどい子を支援して評価されるんだということを河内弁でしきりに言わっていました。

そしてもう一つ、「教育はハートやで。」という言葉です。私はこの学校で一番大切にしてきた親をどう見るかということを学びました。中学生は思春期真っただ中です。反発などから荒れたり、しんどさに押し潰されたりしそうな生徒に、親の生き立ちや生活をしっかり見つめさせることに力を入れてきました。父母が社会の中で必死に生きている姿、あるいはそのしんどさからお酒やギャンブルに流れている現状、これを科学的に捉えることで、そんなふうにしか生きてこられなかったのはお父さんお母さんのせいではなく、そうせざるを得なかつた、あるいはそうした社会で必死に生きている姿を生徒に見つめさせる取り組みです。そして、そこが見えると、生徒同士が仲間としてどんどんつながっていったのです。

生徒に親の生きざまを見つめさせる中で、担任である私自身も考えさせられました。自分の親はどうなんかと考えました。私が幼い頃は農業だけで十分生活が成り立っていました。しかし、やがて耕運機が入り、それがトラクターへ、また、稲刈り機がコンバインへと、次々と大きな機械が必要な農業となりました。そして、そのローンのために両親とも外へ働きに出ました。帰宅後は明るいうちに田んぼへ、そんな生活を送らざるを得ない中で、お金のことが原因でけんかが絶えなかつたんだということに私が気づいていたんです。

私は教員になってやつと、時代の波に翻弄されながらも一生懸命生きている親の姿から逃げてきた自分が見えました。そんな自分が情けなくなつて、生徒の前で涙が止まらなくなつたこともあります。と同時に、親をいとおしく、そして、逆に誇りに思えるようになったんです。それで生まれ育ったこの滋賀県へ帰ってきました。

私は近江八幡市と野洲市で勤めました。学校では、いわゆる問題行動や低学力、あるいは不登校など、特に課題の重い子どもたちと関わってきました。サラ金に追われて突然着のみ着のまま転校してきた生徒や、虐待あるいは貧困の中で必死にもがいでいる子どもたちがいました。こうした子を真ん中に据えて、仲間づくりに励みました。こうして私は、教育はハートやというのが、私の教育の原点となっています。ハート、今日の高度情報化社会にあって、今こそ人のぬくもりが感じられる教育が求められるのではないかというふうに考えています。

こんな私の思いを引き継いでくれるのが、次の北脇教育長です。彼とは中学校や教育委員会で共に仕事をやってきました。私の大好きな言葉、「人権のまち野洲」を引き継ぎ、さらに発展させる教育行政を進めてくれると信じています。

話は変わりますが、先日卒業した中学校3年生は、2人に1人が107歳まで生きると言われています。人生100年時代、市民の皆さんのが生涯にわたって豊かに暮らすためには、健康で心に潤いやゆとりが大切です。そして、その心の糧となるのが文化や芸術、歴史や自然などに触れることだと思っています。本市には、こうした先人が残してくれた様々な財産が数多くあります。私は、こうした野洲の豊かな資源を活用した生涯学習を進め、市長の言われる「笑顔あふれる にじいろ都市 やす」のまちづくりにつなげたいと考え、今日までやってきました。今後は、これを次の北脇教育長にしっかりと託したいと考えています。

4月からの新教育長のもとで、教育行政に市民の皆様、議員の皆様のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、退任に当たりましてのご挨拶といたします。7年間本当にありがとうございました。お世話になりました。

○議長（山本 剛） 以上で、令和6年第2回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後4時59分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和6年3月22日

野洲市議会議長 山本 剛

署名議員 小菅康子

署名議員 田中陽介